

NSK 奨学財団奨学金概要

注: DDP=Double Degree Program

奨学生の応募資格

※以下の各号のすべてに該当する者とする

- 1) 学業、人物ともに優秀かつ心身ともに健康で、真に経済的援助を必要とする者
- 2) 応募時において、推薦依頼校に在籍している者
- 3) 応募時において、日本国籍を有する者
- 4) 応募時において、35歳未満の者
- 5) 留学先での研究対象分野として、社会科学系(国際政治・国際経済等)または理工学系(機械工学・情報工学・環境工学等)を専攻する者
- 6) DDP 等による留学、または指定校留学を予定する者
- 7) 他の奨学金制度による奨学金の給付を本奨学金と併用して受けない者

奨学金の給付額

- 1) 生活滞在費として月額 15 万円
- 2) 留学先学校への納付金の内、授業料および入学金を年額 500 万円内支給する(但し実際に負担する場合)。授業料および入学金とは、留学先学校の規定によりあらかじめ定められた留学先学校への直接支払いを義務付けられている納付金(既定大学納付金といい、個人の選択に任されている者を含まない)に含まれているものを指す。但し、既定大学納付金であることの証しと実際に支払った証し(合わせて規定納付金証明という)を英語又は日本語で本法人に提出する。
DDP 等による留学で留学先学校の授業料他が免除される場合、留学元学校への納付金の内、授業料を年額 500 万円以内支給する(但し実際に負担する場合)。但し既定納付金証明を本法人に提出する。
- 3) 渡航費はエコノミークラス相当の実費を渡航時と帰国時各 1 回
但し DDP 等による留学の場合、DDP 等で正規に規定された回数以内
渡航費に出国までの国内移動費は含まない

奨学金の給付期間

- 1) DDP 等による留学の場合、海外の留学先学校に入学した月から当該学校の DDP 等であらかじめ定められた正規の就学期間(正規修学期間という)の内、DDP 等により留学先学校に就学するため海外に滞在している期間。原則として正規就学期間を超えての支給はおこなわない。
- 2) 指定校留学の場合、海外指定校に入学した月から当該学校の正規の就学期間(修士 2 年、博士 3 年)を終了するときまでの期間内以下とする。原則として当該就学期間を超えての支給はおこなわない。

申請方法

公共政策大学院に DD の申請をする際、申請者本人および申請者の主たる生計維持者(両親とも)の課税証明書を添付すること。東京大学からの推薦が決定した時点で NSK 奨学財団あての奨学金願書を大学院に提出する。